

参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 山梨市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 山梨市子ども読書活動推進計画策定関係者名簿
- 4 活動施設一覧
- 5 調査結果
 - ・山梨市「子ども読書活動に関するアンケート調査」
 - ・山梨市「子ども読書活動推進計画に関する調査」

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子どもの読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子どもの読書活動基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画または市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 山梨市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定による山梨市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、山梨市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画策定のため必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、子ども読書活動推進に係わる市民、学識経験者、学校教育関係者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する委員を持って組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から推進計画が策定されるまでとする。

(役員)

第5条 この策定委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、生涯学習課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月21日より施行する。

3 山梨市子ども読書活動推進計画策定関係者名簿

<山梨市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿>

氏名	備考
奥平 洋子 (会長)	山梨市社会教育委員の会副会長
鶴田 一路 (副会長)	山梨市校長会会長
澤田 隆雄	山梨市教育長
谷沢 州昭	山梨市社会教育委員の会会長
古屋 貴章	山梨市児童センター長・学童クラブ長
大澤 正	山梨市公民館連絡協議会館長部会副会長
清水 ますみ	山梨市公民館連絡協議会主事部会会長
西島 陽介	山梨市子ども指導者連絡協議会会長
詫間 仁	山梨市文化協会会長
三枝 敏明	山梨市教頭会会長
飯島 司	P T A連絡協議会副会長
小森 恵子	P T A連絡協議会副会長
廣瀬 いずみ	山梨市保育協議会会長
筒井 修子	山梨市図書主任
小高 きよみ	山梨市立図書館ボランティアくれよん

<山梨市子ども読書活動推進計画策定庁内ワーキング部会名簿>

氏名	備考
丸山 俊文	子育て支援課 子育て支援担当リーダー
前島 由果	子育て支援課 八幡保育園
小林 鮎佳	健康増進課 健康支援担当
小林 美和子	学校教育課 学校図書館司書
青柳 美沙	生涯学習課 生涯学習担当

<事務局>

氏名	備考
加々美 修	生涯学習課 課長
鈴木 孝仁	生涯学習課 市民会館・図書館担当リーダー
千葉 あゆ美	生涯学習課 市立図書館司書

4 活動施設一覧

地域	保育園・幼稚園・認定こども園	学校
後屋敷公民館	後屋敷保育園	加納岩小学校
日川公民館	岩手保育園	日下部小学校
岩手公民館	山梨保育園	後屋敷小学校
加納岩公民館	八日市場保育園	日川小学校
日下部公民館	八幡保育園	山梨小学校
三富公民館	窪平保育園	八幡小学校
中牧公民館	日下部保育園	岩手小学校
西保公民館	光明保育園	笛川小学校
諏訪公民館	加納岩保育園	山梨南中学校
八幡公民館	風の子保育園	山梨北中学校
山梨公民館	(幼保連携型認定こども園)	笛川中学校
加納岩学童クラブ	くさかべ幼稚園	日川高等学校
おおとり学童クラブ	(幼稚園型認定こども園)	山梨高等学校
日下部第一学童クラブ	双葉幼稚園	市立図書館
日下部第二学童クラブ	つつじ幼稚園	山梨市立図書館
山梨学童クラブ		
八幡学童クラブ		
日川学童クラブ		
後屋敷学童クラブ		
岩手学童クラブ		
笛川学童クラブ		
加納岩児童センター		
日下部児童センター		
山梨児童センター		
つどいの広場たち		
つどいの広場たち牧丘		

令和3年3月現在